

郵便入札用入札約款

(目的)

第1条 船橋市の契約に係る競争入札を郵便で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）その他法令に定めるもののほか、この郵便入札用入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等について疑義があるときは指定期日までに質問をすることができる。

2 入札書の提出は、船橋市指定の入札書（郵便入札用）により作成し、封かんのうえ、指定した入札書の到着期限日までに指定した方法で、郵送により提出しなければならない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札執行前までに、船橋市指定の入札辞退届を契約担当者（船橋市契約規則第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）で行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札書の提出が1人の場合は、入札を取りやめることができるものとする。

(入札保証金に代わる担保)

第5条の2 船橋市契約規則第9条に規定する入札保証金に代わる担保のうち、同条第5号の「市長が確実であると認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株

式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

(入札の無効)

第6条 船橋市契約規則第18条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 指定した入札書以外で入札したとき
- (2) 入札金額内訳の記載のないとき及び見積項目を合計した額が、入札金額と一致しないとき
- (3) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (4) 入札書を入れた封筒に指定された内容が記載されていないとき
- (5) 入札書が指定した方法で郵送されなかったとき
- (6) 明らかに連合によると認められるとき

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（工事又は製造その他の請負契約で最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に係のない職員がくじを引き落札者を定める。

(入札回数)

第9条 入札の回数は1回に限定し、落札者がいないときは入札を不調とする。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に必要事項を記入作成、記名押印し、落札決定の日から7日（閉庁日を除く。）以内に契約担当者が定める日までに提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準じる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後、この郵便入札用入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この約款は平成15年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成29年3月1日より施行する。

附 則

この約款は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この約款は令和元年5月1日より施行する。